

# 令和5年度千葉市短期集中型創業者支援事業（千葉市アクセラレーションプログラム） 採択者選定要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、「令和5年度千葉市短期集中型創業者支援事業（千葉市アクセラレーションプログラム）」（以下「本事業」という。）における採択者選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （応募）

第2条 本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる書類等を市に提出するものとする。

- （1）事業応募フォーム（別表第1に掲げる、応募者の企業情報及び事業プラン等を記載するもの）
- （2）誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書（様式第1号）
- （3）その他、市長が必要と認める書類

2 前項の応募書類等は、原則、千葉市電子申請サービスにより、提出するものとする。

## （応募要件）

第3条 応募要件は、本事業に応募を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- （1）市内に本店を設置かつ、以下のア・イいずれかに該当する企業であること。

※応募時点で市外に本店を立地する企業についても令和5年12月31日までに市内に本店を移転する具体的な計画を有している場合、応募を認める。

### ア 事業成長コース

創業10年以内の企業（創業予定含む）

### イ 上場チャレンジコース

5年以内に上場準備を開始する予定の企業

- （2）市税（延滞金を含む）に滞納がないこと。

- （3）千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

- （4）法令等又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。

## （審査方法）

第4条 審査は、応募者を対象とする書面審査及び書面審査を通過した応募者を対象とする面談審査により行うこととし、面談審査を通過した者を本事業の採択者として決定する。

2 書面審査通過者数の上限は8者、採択者数の上限は4者とする。ただし、書面審査通過者数の上限については、応募状況や審査結果等に応じて、市と事業受託者の協議により変更することを可能とする。

## （審査対象）

第5条 審査の対象は、次の各号に定めるところによる。

- （1）書面審査は、応募要件に関する事項及び応募者が提出する事業応募フォームに関する事項とする。
- （2）面談審査は、応募者が提出する事業応募フォーム及び面談で応募者が回答した事項とする。

(審査委員)

第6条 審査委員は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 書面審査は、応募要件に関する審査を市が実施し、事業応募フォームに関する審査を事業受託者が実施する。
- (2) 面談審査は、市職員1人、本市が選任する2人で実施する。

(審査基準)

第7条 審査基準は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 審査項目及びその配点  
別表2のとおりとする。
- (2) 合格基準点  
別表2の配点の合計点の6割とする。

(書面審査)

第8条 書面審査は、次の各号に定めるところ実施する。

- (1) 応募要件に関する審査は、事業応募フォーム、納税状況の調査結果、誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書(様式第1号)を基に応募要件の該当有無を審査する。
  - (2) 事業応募フォームに関する審査は、事業応募フォームを基に審査項目の該当有無を審査し、各応募者の得点を決定する。
- 2 応募要件のいずれにも該当し、事業応募フォームに関する審査の得点が、合格基準点を超えた応募者を得点の高い順から市が書類審査通過者として決定する。ただし、合格基準点を超える場合でも次の各号に該当する場合は、書類審査通過者として決定しないことができる。
- (1) 書類審査通過者数の上限を超える場合
  - (2) 審査項目の一部の点数が著しく低く、本事業の活用に懸念がある場合
  - (3) その他、本事業の目的、趣旨から採択者として適切ではないと認められる場合
- 3 審査結果について、書類審査非通過者には、千葉市短期集中型創業者支援事業不採択決定通知書(様式第2号)により、通過者には、電子メールにより通知する。

(面談審査)

第9条 面談審査は、事業応募フォーム及び面談で応募者が回答した事項を基に審査項目の該当有無を審査し、各応募者の得点を決定する。

- 2 合格基準点を超えた応募者を、得点の高い順から市が採択者として決定する。ただし、合格基準点を超える場合でも次の各号に該当する場合は、採択者として決定しないことができる。
- (1) 採択者数の上限を超える場合
  - (2) 審査項目の一部の点数が著しく低く、本事業の活用に懸念がある場合
  - (3) その他、本事業の目的、趣旨から採択者として適切ではないと認められる場合
- 3 審査結果は、不採択者には、千葉市短期集中型創業者支援事業不採択決定通知書(様式第3号)により、採択者には、千葉市短期集中型創業者支援事業採択決定通知書(様式第4号)により通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、採択者の選定に必要な事項は、市と事業受託者が協議の上定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。
- 2 この要綱は、本事業の採択者決定の日をもって、その効力を失う。

### 別表1 事業応募フォームの項目

#### 1 - (1) 事業プランについて

項目
・ 事業プラン名
・ サービス及びプロダクトの概要
・ ターゲットとする顧客とその顧客が持つニーズ
・ 対象市場の魅力
・ 事業の収益獲得手法（誰からどのように収益を上げていくのか）
・ ベンチマークとする競合サービスや企業
・ 自社（応募チーム）の構成や強み
・ 千葉県アクセラレーションプログラムや支援内容へ期待するポイント
・ 事業のステージ

#### 1 - (2) 上場チャレンジコース申込みの場合の追加記載項目について

項目
・ 上場を希望する理由
・ 上場に向けた現時点での想定スケジュール
・ 上場に向けた人員体制
・ 上場に向けた課題感

#### 2 応募者の基本情報について

項目
・ 法人名（個人事業主の場合、屋号等の事業者名）
・ 法人の形態（株式会社、合同会社など）
・ 本店所在地（個人事業主の場合、事業所在地）
・ 法人設立年月日（個人事業主の場合、開業日）
・ 事業ホームページの URL
・ 資本金
・ 代表者名
・ 代表者の略歴
・ 代表者生年月日
・ 事業実施するチームメンバーの名前及び所属

別表2 審査項目とその配点

審査項目	審査の着眼点	事業成長コース 配点	上場チャレンジコース 配点
1 熱意・意欲	・本プログラムへの意欲及びコミットメントが高く、成長が期待できるか。	25	25
2 競争優位性	・展開するプロダクト・サービスについて、優位性やユニーク性、各知的財産権の保有などの競争優位性を有しているか。	20	20
3 実現可能性	・展開するプロダクト・サービスの開発状況はどの段階か。 ・応募者又はチームメンバーが業界や事業に関する十分な経験、知識、スキルなどを有しているか。	25	—
4 社会性	・活動地域だけでなく、全国・グローバルにおける課題解決・価値創出に繋がる可能性があるか。	10	10
5 将来性	・展開するプロダクト・サービスは、市場に一定の規模が見込まれ、今後シェアの獲得が期待できるか。	20	20
6 上場に向けた企業の継続性及び収益性	・会社の事業（主に展開するプロダクト・サービス）について、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえた事業計画の策定が可能なビジネス状況となっているか。	—	25
合計点		100	100